
令和6年大和町議会3月定例会議会議録

令和6年2月29日（木曜日）

応招議員（16名）

2番	児玉 金兵衛 君	10番	渡辺 良雄 君
3番	佐々木 久夫 君	11番	千坂 裕春 君
4番	佐藤 昇一 君	13番	藤巻 博史 君
5番	今野 信一 君	14番	堀籠 日出子 君
6番	犬飼 克子 君	15番	馬場 久雄 君
7番	馬場 良勝 君	16番	大須賀 啓 君
8番	千坂 博行 君	17番	槻田 雅之 君
9番	今野 善行 君	18番	門間 浩宇 君

出席議員（１６名）

２番	児 玉 金兵衛 君	１０番	渡 辺 良 雄 君
３番	佐々木 久 夫 君	１１番	千 坂 裕 春 君
４番	佐 藤 昇 一 君	１３番	藤 巻 博 史 君
５番	今 野 信 一 君	１４番	堀 籠 日出子 君
６番	犬 飼 克 子 君	１５番	馬 場 久 雄 君
７番	馬 場 良 勝 君	１６番	大須賀 啓 君
８番	千 坂 博 行 君	１７番	槻 田 雅 之 君
９番	今 野 善 行 君	１８番	門 間 浩 宇 君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子ども家庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 議

議 長 （門間浩宇君）

皆さん、おはようございます。

定刻には一、二分早いのでありますが、皆さんおそろいですので本会議を再開したいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （門間浩宇君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番渡辺良雄君、11番千坂裕春君を指名いたします。

日程第 2「議案第30号 令和6年度大和町一般会計予算」

日程第 3「議案第31号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第32号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 5「議案第33号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第34号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第35号 令和6年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 8「議案第36号 令和6年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 9「議案第37号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第10「議案第38号 令和6年度吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第11「議案第39号 令和6年度大和町下水道事業会計予算」

日程第12「議案第40号 令和6年度大和町水道事業会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第2、議案第30号 令和6年度大和町一般会計予算から日程第12、議案第40号 令和6年度大和町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

それでは、昨日に引き続き、議案第30号について提出者の説明を求めます。総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

昨日に引き続き、予算の説明をさせていただきます。

お手元の令和6年度各種会計予算及び予算に関する説明書82ページをお願いいたします。

8款消防費1項1日常備消防費につきましては、黒川地域行政事務組合消防経費に係る負担金でございます。

次に、2目非常備消防費は、消防団員565名の報酬と出動手当、団員の装備品の購入代等を計上したものでございます。

1節は、消防団員に対する減額報酬及び災害時の出動報酬でございます。

83ページをお願いいたします。

7節は、団長表彰の際の記念バッチ代、8節は、消防団夏季演習各種訓練手当、消防学校研修に係る旅費、県消防大会が令和6年度はまほろばホールで開催予定でございまして、それに係る費用弁償等でございます。10節は、新入団員への安全靴、ヘルメット、消防学校訓練に係る教材費、夏季演習時の飲料水、資機材等の購入に要する経費、防火ミニポスターの印刷に要する経費でございます。13節は、火災出動の際の車借上料、消防団員管理システム使用料でございます。17節は、新入団員用の活動服の購入費用。18節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプ付軽積載車の維持管理に要する経費を計上いたしております。

10節は、本部指揮車スタッドレスタイヤの購入代、ポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識購入等に要する経費、小型動力ポンプ軽積載車の修繕等に要する経費でございます。11節は、ポンプ自動車、軽積載車の車両保険料。12節は、防火水槽、土砂撤去、もみじヶ丘防火水槽の管理委託。13節は、消防自動車車庫の土地借上料でございます。

84ページをお願いします。

14節は、防火水槽の修繕工事や火の見やぐら解体工事。18節は、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、そのほか電波利用料でございます。26節は、自動車ポンプ車等の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費は、水防活動に要する経費を計上いたしております。

1節は、水防活動に要する出動報酬。7節は、水防協議会委員13人に対する謝礼。8節は、水防活動に要する費用弁償。10節は、水防倉庫の備蓄資機材購入代、水防活動時の食糧費、水防倉庫の電気料などでございます。11節は、災害時優先電話の電話料。15節は、水防倉庫に備蓄する土のう用砂の購入に要する経費でございます。

続きまして、5目災害対策費は、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織連絡協議会の運営及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業に要する経費を計上いたしております。

1節は、防災会議の委員15人に対する報酬。7節は、自主防災訓練に関する研修会の講師謝礼等。8節は、防災会議の委員に対する費用弁償。10節は、備蓄用非常食の購入代、自主防災組織研修時の飲み物代、地域防災訓練用資機材の購入代、そして感染対策用消耗品などでございます。11節は、衛星携帯電話の電話料、震度計情報等の回線使用料、避難所用Wi-Fi利用料のほか、IP無線電話2台の導入費用でございます。12節は、防災ハザードマップ運用保守や木造住宅耐震診断士派遣の委託料でございます。13節は、防災速報などを一元的に配信できるメールシステムのシステム利用料でございます。

85ページをお願いいたします。

17節は、IP無線3台の導入費用、自治総合センター地域防災組織育成助成金を活用いたしました自主防災組織への備品購入事業でございます。18節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理の負担金、陸上無線技士資格取得講習の受講料、そして木造住宅耐震改修工事、6年度は2戸を予定しております。そして危険ブロック塀除去事業10件、フェンス等設置事業10件の助成に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長（遠藤秀一君）

次に、9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費は、教育委員会運営に係る経費でございます。

1節及び8節は、教育委員4名の報酬及び費用弁償等に要するものでございます。

9節は、教育長交際費でございます。10節は、事務用消耗品、コピー代などでございます。13節は、教育委員会研修会の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。18節は、仙台管内教育委員会協議会ほか2団体に対します負担金でございます。

続きまして、2目事務局費でございます。

教育委員会事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、志まなび塾事業及び子どもの心のケアハウス事業に要する予算の計上でございます。

86ページをお願いいたします。

1節は、教育支援委員会委員2名、いじめ問題対策連絡協議会等委員13名、会計年度任用職員の教育相談員2名及び子どもの心のケアハウス職員6名の報酬でございます。3節及び4節は、会計年度任用職員の教育相談及び子どもの心のケアハウス職員の期末手当と社会保険料等でございます。7節は、報償金、教職員の各種研修会、夢と希望と志を語る会及び志まなび塾等の講師謝礼でございます。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。8節の費用弁償は、教育支援委員会、いじめ問題対策連絡協議会等に要するもの、普通旅費は教育長が出席します各種研修時の旅費、職員の事業旅費、特別旅費は志まなび塾の参加者旅費、会計年度任用職員の教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の通勤手当でございます。10節の消耗品は、コピー代等一般事務用品、ICT機器消耗品などでございます。燃料費は、公用車ガソリン代。食糧費につきましては、就学時健診従事者昼食代及び志まなび塾の参加者食事代などでございます。印刷製本費は、町の学校教育についての紹介をいたします大和町の学校教育志まなび塾研修報告書及び家庭学習の手引きなどに要するものでございます。

87ページをお願いいたします。

光熱水費は、子どもの心のケアハウスの電気料及び水道料。修繕料は、小中学校ICT機器及び公用車点検等の整備に要するものでございます。11節の通信運搬費は、通信用切手代、ファクシミリ回線利用料など。手数料は、自動検査用器具点検料などに要するもの。保険料は、公用車自動車損害保険料、学習用タブレット端末保険及び志まなび塾研修時の傷害保険などを計上いたすものでございます。12節は、標準学力調査に係るもの、土曜学習「まほろば塾」、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、外国語指導助手6名の業務委託、学校教育用コンピューター等保守点検、GIGAス

クール環境運用支援保守及び小学校陸上記録会の際のテントの設営などの委託料でございます。13節の機械借上料は、デジタル教科書、教職員用パソコン、小中学校ネットワークセキュリティー機器、モバイルWi-Fi、タブレットドリル、子どもの心のケアハウスのパソコン及び印刷機器等の借上料。車借上料は、夢と希望と志を語る会の児童生徒の輸送用バス、志まなび塾視察研修時のバス及び事前視察のレンタカー代及び子どもの心のケアハウスの車両借上げに係るものでございます。有料道路通行料、駐車場使用料は、志まなび塾研修及び教育関係会議の際に利用するものでございます。入場料は、志まなび塾の際の施設入館料でございます。システム利用料は、学校校務支援システムの利用料でございます。17節の庁用器具費は、学校用大型モニター8台分の購入費でございます。18節は、富谷・黒川地区中学校体育連盟ほか5団体に対する負担金で、補助金は、令和5年度から給食費無償化に伴います大和町学校給食補助金を新たに創設し、町内に児童生徒が住所を有し町内の小中学校等に就学している児童生徒に対して給食1食当たり235円、大和町の給食基準費でございます1食当たり小学生235円、中学生290円に給食回数等を乗じた額を上限に助成するものでございます。24節は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への過日分の積立てでございます。

次に、2項1目学校管理費でございます。

小学校6校の施設管理及び児童、教職員の健康診断、学校用の備品等の購入に要する経費でございます。

88ページをお願いいたします。

1節産業医につきましては、教職員が50名以上の吉岡小学校及び小野小学校に配置するもので、労働安全衛生法に基づき配置するものでございます。学校医につきましては16名に対します報酬でございます。パートタイム会計年度任用職員は、夏休みプール開放の際のプール監視の補助員に要するもの。7節の報償金は、民間教育サポーター、各小学校の環境整備、嘉太神分校清掃及び体育館巡視等に要するものでございます。賞賜金は、運動会賞品及び卒業記念品代に要するもの。8節は、プール監視員に対する通勤手当でございます。10節の主なものにつきましては、小学校6校で必要とします消耗品費、小学校施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料は、施設備品等修繕でございます。11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料は、プール水質検査料、ピアノ調律、カーテンクリーニング代など。火災保険料及び保険料は、小学校等の施設に係るものでございます。12節は、児童及び教職員の循環器検診等の健

康診断、学校業務員、施設管理等の業務及び学校警備委託に係るものでございます。

13節は、鶴巣小学校通路の土地借上料、印刷機、プリンター借上料、陸上記録会、民間教育等の児童輸送のほか難波地区児童輸送に係ります車借上料、テレビ受信料、清掃用具借上料及び吉岡小学校改築事業に伴うプール施設利用料でございます。17節は、小学校6校の机、椅子等の学校用備品の購入に要するものでございます。18節は、日本スポーツセンター災害共済として学校管理下における児童の災害共済分担金ほか5団体への負担金でございます。

89ページをお願いいたします。

次に、2目教育振興費でございます。

小学校6校の教育振興に係る経費、魅力ある図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に要する経費でございます。

1節は、会計年度職員の学習支援員21名及び学校図書支援員6名を配置する経費でございます。3節、4節は、会計年度任用職員の期末手当と社会保険料でございます。7節は、スクールソーシャルワーカー2名及び新規事業といたしまして公益財団法人宮城県国際化協会による国際理解教育の出前授業を実施するため講師謝礼を計上するものでございます。8節は、スクールソーシャルワーカーの費用、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。10節は、小学校6校の教材等消耗品及び教材の修繕料でございます。11節は、小学校における不用試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。13節は、たいわっ子芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。17節は、授業における一般教材及び学校図書購入に要するものでございます。18節は、4キロメートル以上を対象とする遠距離通学児童19名への交付金及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付するものでございます。19節は、要保護及び準要保護等に対します学用品等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。

小学校施設の維持管理に要する経費でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品といたしまして一般消耗品、砂、碎石代。修繕料として学校施設の急破修繕等でございます。11節は、小学校における不要物品等の廃棄処理に係る手数料でございます。

90ページをお願いいたします。

12節の業務委託料は、難波校舎の敷地内維持管理、各小学校の樹木伐採剪定経費として計上するもの。施設備品管理委託は、各小学校の消防設備、自家用電気工作物、小荷物運搬用昇降機、FF暖房機、空調設備及び学校遊具等の点検に要する費用でござ

ございます。13節は、AEDの借上料でございます。14節は、宮床小学校の印刷室の改修及び内外壁のクラック修繕、吉田小学校昇降口改修工事、鶴巣小学校体育館南側入り口改修工事、小野小学校等のプールろ過装置修繕に要するものでございます。

次に、4目小学校建設費でございます。

吉岡小学校改築に係る予算を計上するものでございます。

7節は、改築検討委員会の報償金でございます。8節は、鉄骨トラス等の構造検査の職員2名分の出張旅費でございます。10節は、検討委員会に係る消耗品、コピー代及びお茶代等でございます。11節は、校舎改築工事に係る建築確認完了検査手数料でございます。12節は、業務委託といたしまして吉岡小学校への引っ越し運搬、警備設備移設、電話回線移設等に要するもの。測量設計施工管理委託は、新築工事施工管理の委託料でございます。13節は、構造検査の際の車借上げ、仮設校舎の借上料でございます。14節は、令和6年度施工分の校舎、体育館プール新築工事に要するものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。

中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1節は、学校医7名、会計年度職員の中学校業務員1名の報酬でございます。3節、4節は、会計年度任用職員の中学校業務員の期期末手当と社会保険料及び共済組合負担金でございます。7節は、各中学校の環境整備の作業員及び体育館巡視等への報償金。賞賜金は、運動会及び卒業生への記念品でございます。10節の主なものといたしましては、一般消耗品、中学校2校の施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。

91ページをお願いいたします。

施設修繕料は、施設備品及び学校楽器等の修繕に要するものでございます。

11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線手数料、切手代。手数料は、飲料水水質検査手数料やカーテンクリーニング料などございまして、施設火災保険料、施設賠償保険料などに要するものでございます。12節は、生徒及び教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員3名の委託、スクールバス運行及び学校警備の委託料でございます。13節は、スクールバスの回転場の土地借上料、印刷機、プリンターの借上料、中総体駅伝大会スクールバス等のタクシー等の生徒輸送に係る車借上料、テレビ受信料及び清掃料金の借上料でございます。17節は、学校備品として生徒用机、椅子の購入に要するものでございます。18節の負担金は、黒川地区防火管理協議会ほか

7団体への負担金。補助金は、中総体東北大会に参加する生徒への補助金でございます。

次に、2目振興費でございます。

中学校2校の教育振興に係る経費、魅力ある図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に要するものでございます。

1節は、会計年度任用職員としての学習支援員4名と図書支援員2名及び部活動指導員6名の報酬でございます。

92ページをお願いいたします。

3節は、学習支援員、図書支援員及び部活動指導員の期末手当でございます。4節、それから8節につきましては、学習支援員、図書支援員の社会保険料及び通勤手当でございます。10節は、各中学校の授業用消耗品及び教材備品の修繕料でございます。11節は、電話料及び不要試薬廃棄手数料でございます。13節は、たいわっ子芸術文化鑑賞の生徒輸送に係る車借上料でございます。17節は、一般教材備品と宮床中学校吹奏楽部の金管楽器テナー・サクソフォン等3台の吹奏楽器の購入費及び学校図書の購入に要するものでございます。18節は補助金といたしまして、新規事業といたしまして中学生が英検、漢検、数検の5級以上を受験する際の検定料の全額を1年に1度限り助成するものでございます。なお、中学校の生徒の3割分を見込んで計上しているところでございます。交付金は、学校・地域共学推進事業として各学校への交付を行うものでございます。19節は、要保護及び準要保護等の生徒に対します学用品等の奨励費でございます。

次に、3目施設整備費は、中学校2校の施設維持管理に要するものでございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品費は砂、碎石。修繕料は、学校施設の急破修繕等のほか大和中学校の消火ポンプ、呼び水交換修繕等でございます。11節は、不要物品等の廃棄手数料でございます。12節は、大和、宮床両中学校の支障木伐採、自家用電気工作物、消防設備、FF暖房機、小荷物の専用の昇降機及び空調設備等の保守点検及び宮床中学校体育館雨どいの清掃の委託料でございます。13節は、AED借上料でございます。14節は、中学校2校の来賓用玄関遠隔開閉工事といたしまして職員室のほうから自動での来客用の玄関を開閉できるような工事を行うもの。それと両中学校の校舎内外壁の修繕工事、大和中学校の体育館鉄扉の改修工事と宮床中学校の保健室エアコン工事等に要するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

引き続き、92ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費でございます。

生涯学習推進のための各種講座、講演会、家庭教育、青少年教育、協働教育、放課後子ども教室、学び支援コーディネーター等配置事業、成人教育、文化行政推進等の各種事業並びに社会教育施設管理を行うものでございます。

93ページをお願いいたします。

初めに、1節につきましては、社会教育委員13名分の報酬及び学び支援コーディネーター等配置事業でのコーディネーター、原阿佐緒賞データ入力での会計年度任用職員の報酬でございます。3節会計年度任用職員期末手当につきましても、学び支援コーディネーターに係ります期末手当でございます。4節の社会保険料、共済組合につきましても、コーディネーター及び原阿佐緒賞データ入力の会計年度任用職員に係るものでございます。7節の報償金につきましては、家庭教育、青少年教育等各種事業実施に伴う講師への謝金、原阿佐緒賞受章者賞金、選考委員への謝金、放課後自習教室での学び支援員への謝金等を計上いたしております。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞のブロンズ、青少年の部の図書カードの購入費用でございます。8節費用弁償につきましては、社会教育委員と学び支援員に係ります費用弁償。普通旅費は、家庭教育事業での保育所、児童館等の出先職員に要するもの、共同教育での会議開催に伴う旅費でございます。特別旅費につきましては、各種事業実施に伴う講師交通費及び原阿佐緒賞選考委員受賞者の交通費でございます。会計年度任用職員通勤手当は、学び支援コーディネーター、原阿佐緒賞入力の会計年度任用職員に係るものでございます。10節消耗品につきましては、一般事務及び各種事業での消耗品でございます。

94ページをお願いいたします。

燃料費は、公用車のガソリン代など。食糧費は、会議時及び事業実施時のお茶や講師昼食代など。印刷製本費につきましては、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種事業の活動記録等の印刷代でございます。光熱水費につきましては、民族談話室の電気料、水道料でございます。修繕料につきましては、公用車の小破修繕費、民族談話室の小破修繕費でございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、各

事業実施に伴う連絡用郵便代のほか放課後子ども教室の参加者連絡用一斉メールの費用。広告料は、原阿佐緒賞短歌募集の月刊誌等への広告掲載料でございます。手数料は、公用車車検時印紙代。火災保険料は、社会教育施設の火災保険料。自動車損害保険料は、公用車に係るもの。保険料は、各事業の参加者等の傷害保険料でございます。12節の業務委託につきましては、文化講演会に係ります講師派遣業務、原阿佐緒記念館と宮床歴史の村に係ります指定管理委託料、吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民族談話室巡視・清掃委託料でございます。13節でございます。土地借上料は、民族談話室敷地の借上げに係るもの。機械借上料は、協働教育に係る農機具等を借り上げるもの。車借上料は、各種事業実施のためのバス等の借上料でございます。有料道路通行料は、事業実施に伴う高速道路通行料。入場料は、事業研修時の施設入館料。施設使用料は、大和っ子未来塾等での自然の家などの施設使用に係るものでございます。14節につきましては、原阿佐緒記念館のベンチ更新工事を行うものでございます。18節負担金につきましては、郡町村社会教育委員連絡協議会、ジュニア・リーダー育成事業参加負担金でございます。補助金につきましては、町PTA連合会、健やかな子どもをはぐくむ町民会議、町ジュニア・リーダー連絡協議会、町子ども会育成連合会への補助金でございます。26節につきましては、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

続きまして、2目公民館費でございます。

公民館の事業運営に係る経費でございます。公民館分館長会の事業や青少年、成人、高齢者の教育事業、芸術文化の推進事業、図書室の運営事業に係る経費でございます。

95ページをお願いいたします。

1節につきましては、図書室パートタイム会計年度任用職員4名の報酬でございます。3節と4節につきましては、同じく会計年度任用職員の期末手当と社会保険料、共済組合負担金でございます。7節につきまして、報償金は分館長41名と地域交流の集い等の報償金でございます。また、ふるさと体感隊、成人式、まほろば大学の各種講座の講師や書き初め大会の審査員の謝礼等でございます。賞賜金は、成人式の記念

品や写真代、書き初め大会の記念品等でございます。8節につきましては、分館長会議に伴う費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、消耗品費は、資料やチラシの用紙代、コピー料金、図書の購入や各種事業の材料代等でございます。燃料費は、公用車のガソリン代。食糧費は、成人式や町民文化祭等の事業に伴う奉仕、協力者のお茶代、昼食代。印刷製本費は、成人式の冊子や町民文化祭のポスター、書き初め大会賞状の印刷。修繕料は、設備等修繕や施設内小破修繕、公用車の点検費用等でございます。11節につきましては、各種事業や講座の案内等の郵送料、電話料、公用車の損害保険料、公民館総合補償保険料でございます。12節につきましては、町民文化祭の音響、照明操作業務委託料でございます。13節につきましては、図書システム借上料、町婦人会やゆう楽講座、移動研修のバス借上料、有料道路の通行料でございます。また、会議、研修会に伴う駐車料金でございます。

96ページをお願いいたします。

17節につきましては、図書室用スチールブックトラック、傾斜型書架の購入費でございます。18節につきましては、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金でございます。また、町連合青年団、町婦人会連合協議会、町文化協会への補助金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。

文化財保護普及、文化財の調査事業を行っております。

1節につきましては、文化財保護委員5名分の報酬、発掘調査に伴う作業員等の会計年度任用職員の報酬でございます。4節につきましては、会計年度任用職員の社会保険料でございます。7節報償金につきましては、郷土史講座、文化財めぐりの講師謝金、信楽寺跡の樹木手入れなどでの作業員謝金でございます。8節は、文化財保護委員に係る費用弁償、郷土史講座講師に係る特別旅費、会計年度任用職員に係る通勤手当でございます。10節でございます。消耗品費や一般事務用品、発掘調査用品などに要するもの。燃料費は、発掘調査用発電機のガソリン代。食糧費は、文化財めぐり参加者昼食代でございます。印刷製本費は、調査記録写真のプリント代。光熱水費は、

信楽寺跡の電気、水道代。修繕料は、発掘調査用機械などの修繕に要するものでございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、調査用携帯電話の使用料、郷土史講座及び文化財めぐりなどに係ります郵便代。手数料につきましては、信楽寺跡の水道開栓手数料。保険料は、文化財めぐりの傷害保険料でございます。13節機械借上料につきましては、発掘調査に係りますバックホー等の重機借上料。車借上料は、郷土史講座の講師送迎用タクシー代、文化財めぐりのバス借上げ料。有料道路通行料につきましては、文化財めぐりの際の高速道路通行料。入場料につきましても、文化財めぐりでの施設入館料でございます。14節につきましては、信楽寺跡の既存説明板修繕及び新規説明板の設置工事、そのほか文化財説明板3基の設置工事を行うものでございます。

97ページをお願いいたします。

18節につきましては、負担金として全国民俗芸能保存振興市町村連盟補助金として、町内文化財等保存会9団体への補助金でございます。22節につきましては、宮城県からの文化財保護費委託金経由事務の交付金につきまして、実績により返納が生じたものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長（村田晶子君）

続きまして、4目まほろばホールの管理費でございます。

まほろばホール施設管理、運営に係る経費を計上したものでございます。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬と窓口業務、パートタイム会計年度任用職員2名の報酬でございます。3節と4節は、同じく会計年度任用職員の期末手当と社会保険料、共済組合負担金でございます。8節につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、消耗品は事務用品等。燃料費は冷暖房用の灯油代、調理室等のガス代、公用車のガソリン代。食糧費は、来賓用お茶代。印刷製本費は、連絡用封筒。光熱水費は、電気料と上下水道料でございます。修繕料は、施設内小破修繕と設備修繕でございます。11節につきましては、連絡用郵送料、電話料、小ホールのピアノの調律手数料、座布団等のクリーニング代、建物火災保険料等でございます。12節につ

きましては、舞台機構等の操作や総合管理、休日窓口、植栽木の手入れ、除雪に伴う業務委託料でございます。また、ホール棟空調等更新工事実施設計業務、舞台照明や舞台音響、舞台機構、施設等、保守点検、大ホール用ピアノ保守点検、まほろばホール警備業務でございます。

98ページをお願いいたします。

13節につきましては、A E Dパッケージの賃借料、施設予約システムに係る借上料と機器賃借料、テレビ受信料、電力量の監視のシステム使用料でございます。14節につきましては、ホール棟金属屋根等改修工事、ホール棟調光盤及び照明改修工事その3、非常用自家用発電機設備更新工事、学習棟内装サイン改修工事等の施工に要する経費でございます。17節につきましては、和室カーテンの購入費でございます。18節につきましては、黒川地区危険物安全協会、黒川地区防火管理協議会、公立文化施設協議会、防火管理者資格取得の負担金でございます。また、町文化振興協会運営費の補助金でございます。26節につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （門間浩宇君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費を計上いたしております。

7節につきましては、体育館巡視員の報償金でございます。10節でございます。消耗品費は、山砂や清掃用品等の購入に要するもの。燃料費は、草刈り機のガソリン代。印刷製本費は、使用申請書の印刷代。光熱水費は、各施設の電気水道料。修繕料につきましては、施設の急破修繕の費用を計上いたしております。11節につきましては、飲料水の検査手数料、施設の火災保険料、施設の賠償保険料などでございます。12節業務委託料につきましては、各施設の用務員、グラウンド管理、植木剪定、除雪などの各業務委託料。施設・備品管理委託につきましては、設備の保守点検、警備業務等の委託料でございます。13節機械借上料につきましては、A E Dの機械借上料、各ふれあいセンターの照明のL E Dリース料でございます。テレビ聴取料は、NHKの受

信料。清掃用具借上料は、体育館清掃用具の借上料でございます。14節につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターののり面側溝土砂撤去工事、落合教育ふれあいセンターの遊具修繕工事を行うものでございます。17節につきましては、各教育ふれあいセンター体育館で使用いたしますバレーボール、バドミントンの支柱及びネット、フットサルゴールの購入に要するものでございます。18節につきましては、黒川防火管理協議会への負担金及び防火管理者資格取得講習会の受講料でございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

次に、99ページをお願いいたします。

6目の森の学び舎活動費は、森の学び舎の施設の管理運営に要する経費を計上しております。10節は、清掃用消耗品、プロパンガスの燃料代、施設の電気水道料、小破修繕料でございます。11節は、し尿くみ取り手数料、火災保険料等でございます。12節は、清掃及び管理委託料の計上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

スポーツの推進、町民のスポーツ活動への支援奨励と検証、スポーツ施設の管理などを行うものでございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬及びスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。7節報償金につきましては、部活動等地域移行検討準備会の会議出席謝金及びスポーツ賞顕彰の選考委員の謝金でございます。賞賜金につきましては、全国大会等に出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。8節費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員に係るもの。特別旅費は、スポーツ推進委員研修会に要するものでございます。10節につ

きましては、消耗品費として一般事務用品、コピー代及び日本ハンドボールリーグ開催時の参加チームへの記念品代等でございます。燃料費は、公用車ガソリン代。修繕料につきましては、公用車車検に係るものでございます。11節通信運搬費は、会議通知等の郵便代。手数料は、公用車車検の印紙代。火災保険料は、体育施設に係るもの。自動車損害保険料は、公用車等に係るもの。保険料は、スポーツ推進委員の傷害保険料でございます。12節につきましては、総合運動公園ほか体育施設の指定管理料、大和町スポーツフェアの業務委託料でございます。

100ページをお願いいたします。

13節につきましては、スポーツ推進委員研修会参加時の高速道路代でございます。14節につきましては、総合体育館サブアリーナ床研磨工事を行うものでございます。17節機械器具費につきましては、総合運動公園用にテント6張り、多目的広場で使用する野球用バックネット2台を購入するものでございます。18節負担金につきましては、スポーツ推進委員協議会への負担金。補助金につきましては、町スポーツ協会、町スポーツ少年団に対するものでございます。26節につきましては、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内のレクリエーション広場5施設の管理を行うものでございます。10節消耗品費や広場の砂代、光熱水費は、広場の電気水道代でございます。修繕料は、各施設の小破修繕に要するものでございます。11節手数料につきましては、水道の開栓手数料でございます。12節につきましては、各広場の施設管理を各地区に委託するものでございます。

続きまして、3目の自転車競技場管理費でございます。

宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理を行うものでございます。

12節につきましては、体育施設指定管理者に管理業務を委託するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

次に、4目学校給食センター運営費でございます。

学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費を計上いたしております。

1 節は、学校給食運営審議会委員 7 名及び会計年度任用職員の業務員 1 名への報酬でございます。3 節及び 4 節は、業務員の期末手当と社会保険料等でございます。

101ページをお願いいたします。

8 節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償及び業務員の通勤手当でございます。10 節につきましては、主なものといたしまして消耗品費といたしましてコピー代、児童生徒衛生管理用消耗品、児童生徒用白衣の購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、給食運営審議会等の際のお茶代、光熱水費及び施設整備、厨房機器等の修繕料及び学校給食の賄い材料費でございます。11 節は、電話料、給食センター及び学校職員検便等の検査手数料、建物火災保険料及び公用車の自動車損害保険料等でございます。12 節は、学校給食調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設設備の維持管理及び保守点検等の委託料でございます。13 節は、ガスフライヤー、フードスライサー、スチームコンベクション、浸透槽付食器洗浄機、食缶洗浄機、消毒保管機械等の借上げ、テレビ受信料、清掃用器具及び栄養価計算システムの借上料を計上いたしております。14 節は、下水道の除害施設、放流ポンプ等の交換工事に係るものでございます。17 節は、保温食缶器の購入に要します経費でございます。18 節は、全国学校栄養士協議会宮城県支部ほか 3 団体への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、10 款 1 項 1 目農業用施設災害復旧費から 102 ページの表の 3 つ目でございます 10 款 3 項文教施設災害復旧費までにつきましては、科目設定でございます。

11 款公債費につきましては、11 の金融機関等への元金償還及び利子支払額を計上いたすものでございます。

103ページをお願いいたします。

12 款予備費につきましては、地方自治法 217 条の規定により計上いたすもので、前年度同額の計上といたしております。

一般会計につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

暫時休憩します。

再開は午前11時といたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

それでは、説明書128ページをお願いいたします。

議案第31号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

令和6年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億652万7,000円と定め、第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

134ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国保税、2目退職被保険者等国保税は、県から示された算定保険税総額を基に低所得者層に対する軽減措置等を考慮し、予算措置したものでございます。

2款1項1目督促手数料及び3款1項1目国庫補助金は、科目設定でございます。

135ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、医療費に係る普通交付金及び保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健診等負担金としての特別交付金でございます。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金は、国保財政調整基金利子でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、それぞれの節のとおり法定ルールでの繰入金でございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金から、136ページ、8 款 3 項雑入までは全て科目設定でございます。

137ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、国保会計運営に要する経費でございます。

10節は、参考図書代、事務用品代、パンフレット代、国保保険証等の印刷代等でございます。11節は、保険証更新や支給決定通知等の郵送料及び高額療養費に係ります公金口座振替手数料でございます。12節は、保険者事務共同電算処理、国保情報集約システム、国保被保険者証年次更新業務、レセプト点検委託料等でございます。

2 目18節は、県国保連合会等への負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。

10節は、事務用品等の消耗品代、納税通知書封筒等の印刷代でございます。11節は、納税通知書等の郵送代、コンビニ収納、口座振替等の手数料でございます。

138ページをお願いいたします。

12節は、納税通知書等発送業務の委託料でございます。

3 項 1 目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。

1 節は、運営協議会委員 9 名の報酬でございます。8 節は、運営協議会委員の費用弁償でございます。10節は、参考図書購入費、会議時お茶代等でございます。11節は、会議案内等郵送料でございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から 4 目退職被保険者等療養費までは、それぞれの医療費の保険者負担分で国保連合会等への負担金でございます。

5 目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

139ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費から 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費までは、それぞれ自己負担限度額を超える分について公費負担するものでございます。

3 項移送費は、病院間の緊急的な移送に係る経費でございます。

140ページをお願いいたします。

4 項 1 目は出産一時金で、被保険者へ支給するものでございます。

2 目12節は、医療機関へ直接支払制度による国保連合会へ委託する手数料でございます。

5 項葬祭費は、葬祭費用であり 1 件 5 万円の支給でございます。

6 項傷病手当金は、科目設定でございます。

3 款 1 項医療給付費から141ページの 3 項介護給付金までは、県への納付金でございます。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

続きまして、4 款保健事業費 1 項 1 目保健衛生普及費でございます。

保健衛生普及費の主なものといたしましては、医療費適正化に係りますジェネリック医薬品の利用啓発、第三者行為求償事業、特定保健指導業務や生活習慣病予防事業等に係る経費となります。

1 節は、特定保健指導や健診会場で実施します健康講演会等に従事する看護師、保健師等の会計年度任用職員の報酬でございます。7 節は、健康講演会の講師謝礼。賞賜金につきましては、特定保健指導受講達成、講演会参加記念品に要します費用でございます。8 節は、健康講演会、重症化予防のための訪問指導に従事します会計年度任用職員の通勤手当でございます。10 節は、特定健診受診者重症化予防事業、健康講演会等の啓発用のパンフレットや事務用品の購入及びジェネリック医薬品普及シール、医療費通知用封筒の印刷に要します費用でございます。11 節は、医療費、ジェネリック医薬品の差額通知等の郵送料、糖尿病性腎症重症化予防事業での医師の指示書作成に係ります手数料でございます。12 節は医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知の作成、第三者求償事務、柔道整復施術、療養費適正化、特定健診重症化予防事業、特定保健指導等の業務委託に要します費用でございます。

142ページになります。

13 節は、保健事業分析ツールの更新に要します費用でございます。

続きまして、2 項 1 目特定健康診査等事業費でございます。

40歳から74歳の方を対象に実施します特定健診に要する経費でございます。

10節は、事務費のほか特定健診の受診票、発送用封筒等の印刷費でございます。11節は、特定健診受診票の郵送料、受診券発行に係る県医師会への手数料でございます。12節は、特定健診業務、国保連合会等連携して行います特定健診受診率向上のための支援業務、データ管理業務等の委託費でございます。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、5款1項基金積立金は基金利子相当分を積み立てするものでございます。

6款1項1目から、143ページ、5目までの22節は、国保税の還付金及び還付加算金でございます。

7款は、予備費でございます。

なお、令和5年度まで科目設定しておりました共同事業拠出金は、退職者医療制度廃止に伴いまして共同事業拠出金の納付が終了となりますことから、6年度から廃目とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、説明書151ページをお願いいたします。

議案第32号でございます。令和6年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億599万1,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1

表「歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

156ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、特別徴収保険料。2節につきましては、普通徴収保険料及び3節につきましては、滞納繰越分普通徴収保険料の見込みを計上したものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担分の国庫負担金を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の助成金を見込んだものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に関わります38.5%相当分の法定負担の国庫補助金を見込んだものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金、4目保険者努力支援交付金につきましては、前年度の実績を試算いたしまして見込んだ金額でございます。

157ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の27%相当の法定負担といたしまして社会保険診療報酬支払基金より交付される金額を見込んだものでございます。

5款1項1目介護給付負担金につきましては、施設介護サービス給付等に関わる17.5%分及び介護給付費の12.5%分の法定負担金といたしまして、県負担金を見込んだものでございます。

2項1目交付金及び2目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に関わる介護予防事業、日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業任意事業費の19.25%相当の法定負担金として県補助金を見込んだものでございます。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険財政調整基金からの利子見込額でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の1節は、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分で

ございます。

2 節、3 節は、職員人件費及び事務費でございます。

158ページをお願いいたします。

4 節地域支援事業費の法定負担金でございます。日常生活総合費の12.5%分、包括的支援事業任意事業の19.25%相当分の金額でございます。5 節低所得者保険料軽減に関わります繰入金でございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金の繰入れでございます。

8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度からの繰越見込み分としての設定でございます。

9 款 1 項延滞金、加算及び過料及び 2 項町預金利子につきましては、科目設定でございます。

3 項雑入の 1 目第三号給付金から 3 目滞納処分費までにつきましても、科目の設定でございます。

159ページの 4 目雑入につきましては、配食サービス利用者負担金でございます。

160ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員並びに任用職員の人件費、事務費、運営経費でございます。10節は、事務用品及びコピー等の消耗品費、被保険者証負担割合証等の印刷製本費でございます。11節は、介護給付費通知の郵送料、福祉住環境コーディネーター 2 級受講に係ります手数料でございます。12節は、介護保険システムプログラム、介護保険台帳システム保守に要する費用でございます。18節は、認知症のひとと家族の会宮城支部及び宮城県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。24節は、介護保険財政調整基金への積立金でございます。

161ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費用でございます。10節は、事務用品、介護保険料の決定及び納入通知書の印刷に要します費用でございます。11節は、介護保険料の納付及び口座振替等の通知書の送付の郵便料、口座振替、コンビニ及びクレジット収納に要します手数料でございます。12 節は、介護保険料の納付書発送業務の委託料でございます。

3 項 1 目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。7 節は、認定調査に関わります調査員の報酬金でございます。8 節は、認定調査員の調査業務に関わります費用弁償でございます。10節は、コピー代等の事務

用品、公用車の燃料費及び主治医意見用紙等の印刷製本費、公用車の定期点検に要します費用でございます。11節は、郵便料金のほか主治医意見書作成に要します手数料、自動車損害保険料でございます。12節は、要介護認定調査の業務委託料でございます。13節は、病院等での認定調査業務及び研修会の際の駐車場使用料でございます。18節は、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。26節は、公用車の自動車重量税でございます。

4 項 1 目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会業務に要します費用でございます。1 節及び 8 節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員の報酬及び費用弁償でございます。

162ページをお願いいたします。

10節は、委員会のお茶代でございます。

2 款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございます。

1 項 1 目居宅介護サービス給付等費の18節は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修等の居宅介護サービスに要します給付費でございます。

2 目施設介護サービス給付等費18節は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要します給付費でございます。

3 目居宅介護サービス計画等の18節は、居宅介護サービスのケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4 目地域密着型介護サービス給付費等の18節は、地域密着型介護サービスとしましてグループホーム等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費でございます。

続きまして、2 目 1 目高額給付サービス等費は、介護サービス利用者の 1 か月の支払いが一定以上の負担の上限を超えた部分を給付するために要する費用でございます。

11節は、高額介護サービス費の通知に要する郵送料及び支給処理手数料でございます。18節は、高額介護サービスに要します給付費等でございます。

163ページをお願いいたします。

2 目高額医療合算介護サービス費の18節は、介護保険と医療保険の 1 年間の利用等の支払いが一定以上の自己負担上限を超えた場合、介護保険料分につきまして給付負担を行うために要します費用でございます。

3 項 1 目介護予防サービス給付等費及び 2 目介護予防サービス計画給付等費の18節

は、要支援１、２の方の居宅介護予防サービス等に関わります給付費でございます。

４項１１目特定入所者介護サービス等費の18節は、介護保険施設入所に関わります居住費、食費の負担を軽減するための低所得者の方へ給付されますサービスでございます。

５項１目審査手数料の11節は、介護給付費の審査手数料としまして宮城県国保連合会への支払手数料でございます。

164ページにまたがりますが、３款１項１目第１号被保険者還付加算金の22節は、第１号被保険者の還付金でございます。

４款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないための介護予防生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

１項１目介護予防生活支援事業の18節は、介護予防としまして訪問型、通所型介護サービス事業に要します給付費でございます。

同じく、２目介護予防ケアマネジメント事業費の18節は、介護、ケアマネジメント事業に要する給付負担金でございます。

２項１目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な知識の普及及び介護予防活動の地域展開を支援するために要します費用で支援をするための費用でございます。

７節は、生き生きサロン等の介護予防に関わります出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会の看護師、運動指導士等への謝金でございます。10節は、テキスト、コピー代の消耗品でございます。

３項１目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談などにより実態を把握し、適切なサービスにつなげるよう支援するために要する費用でございます。７節は、スーパーバイズ相談時の講師謝金でございます。

165ページをお願いいたします。

２目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待への対応を専門的な視点から権利擁護などに要します費用でございます。

７節は、高齢者虐待防止及び成年後見人申立て等に対応するための弁護士謝礼、研修会開催時の謝金に要します費用でございます。10節は、パンフレット、参考図書等の消耗品費、高齢者虐待対応実務会議へのお茶代でございます。12節は、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

３目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、高齢者が住み慣

れた地域で暮らすことができるよう、地域の関係機関との連携によりケアマネジメントスタッフ研修などを開催し、包括的・継続的なケアマネジメントを実践するための後方支援を行うための経費でございます。

10節は、コピーの事務消耗品費でございます。12節は、地域包括支援センター運営業務委託に要します費用でございます。13節は、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃貸料でございます。

4目は生活支援体制整備事業費、高齢者の身近な地域住民が中心となりまして社会福祉協議会やボランティア等の様々な生活支援サービス等を担う事業主体と連携しながら高齢者の生活支援体制整備に要します費用でございます。

10節は、事務用品等の消耗品費、地区意見交換会等のお茶代でございます。11節は、案内郵送料でございます。12節は、社会福祉協議会に委託しております生活支援コーディネーター業務でございます。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症の人やその家族に関わります認知症初期支援チームを配置し、早期発見、早期対応に向けた支援体制の構築に要します費用でございます。

7節は、認知症初期集中支援チーム業務に協力いただきます医師及び認知症サポーターフォローアップ研修会、地域ケア推進会議の講師に要します謝礼でございます。

8節は、認知症初期支援チーム員研修、認知症支援推進員研修に要します費用でございます。

166ページをお願いいたします。

10節は、事務用品費、認知症カフェに関わりますお茶代、認知症ケアパスの印刷製本費でございます。11節は、認知症サポーターフォローアップ研修通知の郵送料でございます。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス及び安心コールサービスなど、地域自立生活支援、家族介護支援事業等に要します費用でございます。

7節は、安心コール協力員の謝礼に要します費用でございます。10節は、資料等の消耗品費でございます。11節は、郵便料、成年後見人制度の利用支援事業に関わります手数料、センター協力ボランティア保険料でございます。12節は、配食サービス、安心コールセンター業務委託でございます。13節は、安心コール機器の借上料でございます。19節は、成年後見人制度利用支援といたしまして、成年後見人を利用している方への扶助する費用でございます。

5項1目支払審査手数料の11節は、支払審査手数料としまして国保連合会へ支払い

する手数料でございます。

5 款 1 項 1 目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、説明書174ページをお願いいたします。

議案第33号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,210万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

178ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入は、土地貸付けに係る収入であります。

2 目利子及び配当金は、基金の利子を見込むものでございます。

2 項 1 目不動産売払収入は、立木売払収入を見込むものでございます。

2 款 1 項 1 目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによります財源調整でございます。

3 款 1 項 1 目繰越金から表の2つ下にあります4款2項1目雑入までは、科目設定であります。

179ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目管理会費、1 節は管理委員の報酬、8 節は管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費、9 節は会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、一般の事務管理費でありまして、10節は、コピー代のほか会議時のお茶代、予算書及び決算書の印刷代及び電気料でございます。11節は、会議開催通知用の切手代。12節は、用務員業務を委託するものでございます。18節は、立木売払収入のうち地区との部分林契約に基づき地区へ交付するものでございます。

2 目財産管理費は、直営部分の管理経費を計上いたしております。

12節は、山林巡視業務及び作業道刈り払い業務。18節は、林業関係3団体への負担金であります。

3目諸費、180ページをお願いいたします。

18節は、3つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。

27節は、事務費及び各種団体助成金を一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

宮床財産区特別会計予算は、以上でございます。

続きまして、182ページをお願いいたします。

議案第34号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ417万8,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

186ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、土地貸付収入を見込むものであります。

2目利子及び配当金は、科目設定の計上です。

2項1目不動産売払収入につきましても、それぞれ科目設定の計上でございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いの財源調整です。

3款繰越金は、科目設定です。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金につきましては、壇ノ下地内の分収造林事業でございまして、保育間伐等を実施するための計上でございます。

2項預金利子から次の3項雑入につきましては、科目設定でございます。

187ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費、1節は管理委員の報酬、8節は管理員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費、9節は会長交際費です。

2款1項1目一般管理費は、一般の事務管理費であります。

10節はコピー代、会議時のお茶代のほか予算書、決算書の印刷代等の計上でありま
す。11節は、会議開催通知用切手代。

2目財産管理費は、直営林の整備等の費用について計上いたしております。

11節は森林災害保険料、12節は除草業務、18節は林業関係3団体への負担金でござ

います。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費、12節は保育間伐等に要する経費でございます。

4目諸費につきましては、188ページをお願いいたします。

18節は、3つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金。27節は、団体への助成として一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年同額を措置いたしております。

吉田財産区特別会計予算は、以上でございます。

続きまして、190ページをお願いいたします。

議案第35号 令和6年度大和町落合財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ1,213万9,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

194ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入、1節は土地貸付収入です。

2目利子及び配当金は、基金の利子を見込むものです。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整であります。

3款から以下の4款につきましては、科目設定でございます。

195ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費、1節は、管理委員の報酬です。8節は、管理委員の費用弁償、研修旅費のほか随行員職員の旅費です。9節は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費、10節はコピー代、お茶代のほか予算書、決算書の印刷代の計上でございます。11節は、会議開催通知用切手代です。

2目財産管理費、12節は土地境界の刈り払い業務であります。

3目諸費の18節は、3つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。

27節は、事務費及び各種団体助成、落合ふるさとセンター備品購入費用について一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

落合財産区特別会計予算は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長（遠藤秀一君）

続きまして、197ページをお願いいたします。

議案第36号 令和6年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ759万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の区分ごとの金額は198ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

それでは、200ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款財産収入及び2 款寄附金は、科目の設定でございます。

3 款繰入金は、歳出見合いによる奨学事業基金からの繰入金でございます。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金を見込みで計上するものでございます。

5 款1 項町預金利子は、科目の設定でございます。

5 款2 項貸付金元利収入は、現年度分32名、過年度分3名でございます。合わせて35名の貸与者の方の償還金を計上いたしております。

201ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款1 項1 目事業費の20節は、高校生新規3名、大学生は新規10名、継続9名の計22名に対します奨学金貸付金の計上でございます。

2 目事務費の1 節及び8 節は、奨学事業審議会委員6名の報酬と費用弁償、10節は、予算書・決算書の印刷製本費、11節は郵便料金等、24節は奨学事業基金への積立金の科目設定でございます。

奨学事業特別会計は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、説明書203ページをお願いいたします。

議案第37号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和6年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億125万2,000円と定め、第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるものでございます。

207ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者の保険料でございます。

1目特別徴収保険料は年金天引き分、2目普通徴収保険料は納付書による収納分でございます。

2款1項1目督促手数料は、科目設定でございます。

3款1項1目は人件費、事務費の繰入れでございます。

2項は、保険基盤安定繰入金でございます。

4款1項1目繰越金及び5款1項1目延滞金は、科目設定でございます。

2項は、保険料還付金及び還付加算金でございます。

3項は、預金利子でございます。

208ページをお願いいたします。

4項雑入は、科目設定でございます。

次の受託事業収入は令和6年度より一般会計にて措置しますことから、廃目となります。

209ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

1節及び8節は、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節はコピー代、参考図書代、事務用消耗品代、予算書・決算書の印刷代でございます。11節は、保険証発送等の郵送代でございます。

2項徴収費は、保険料徴収に要する経費でございます。

10節は、消耗品、保険料通知書、封筒の印刷代でございます。11節は、通知書郵送代、口座振替、コンビニ納付に係る手数料でございます。12節は、納入通知書等発送

業務の委託料でございます。

210ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目は、県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

3 款 1 項は、保険料還付金及び還付加算金でございます。

4 款は、予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、217ページをお願いいたします。

議案第38号 令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算でございます。

令和6年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

第1項歳入歳出予算の総額は、それぞれ20億9,776万2,000円と定め、第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、地方債であります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものであります。

220ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」であります。

起債ごとの目的ごとの限度額であります。

公共事業等債といたしまして3億1,350万円、都市開発事業債といたしまして13億9,760万円、合計いたしまして17億1,110万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

続きまして、222ページをお願いいたします。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目保留地処分金は、科目設定であります。

2 項 1 目土地区画整理事業負担金、1 節は、道路整備に係ります公共施設管理者からの負担金であります。

2 款 1 項 1 目土地区画整理費国庫補助金、1 節は、都市計画街路事業といたしまして実施いたします北四番丁大衡線及び吉岡吉田線並びに都市再生区画整理事業といたしましての国庫補助金であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節は都市計画道路事業町負担分、職員給料等に係ります一般会計からの繰入金であります。

4 款 1 項 1 目は、繰越金。

5 款 1 項 1 目預金利子及び 1 項 2 目雑入は、科目設定であります。

223 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目土地区画整理事業債、1 節は公共団体区画整理事業債、2 節は土地区画整理事業債の本年度の予定額を計上しているものとなっております。

次に、224 ページ、歳出であります。

1 款 1 項 1 目総務管理費につきましては、2 節、3 節、4 節は職員 2 名の人件費であります。

2 項 1 目土地区画事業費、1 節及び 8 節は、大和町吉岡西部土地区画整理審議会委員の報酬及び旅費であります。10 節のうち消耗品費は、コピー代のほか、事務用品などに要します費用であります。食糧費は、審議会開催時等のお茶代に要します費用でございます。11 節の通信運搬費は、審議会開催等の案内状送付に要します切手代。12 節は、令和 6 年度分大和町吉岡西部土地区画整理事業調査設計等業務に要します費用でございます。14 節は、令和 6 年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事に要します費用でございます。21 節は、事業地内電柱移設及び田の休耕補償のほか事業地内移転対象者 8 名の移転に要します費用でございます。

225 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目元金の 22 節償還金は、科目設定でございます。

2 款 1 項 2 目利子の 22 節償還金につきましては、利子償還予定額に要します費用であります。

3 款につきましては、予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

暫時休憩します。

再開は、午後１時からとします。

午前 11時48分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 （野田 実君）

それでは、午後からもよろしくお願いいたします。

それでは予算書に関する説明書の232ページをお願いいたします。

議案第39号 令和6年度大和町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条総則であります。

令和6年度大和町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量ですが、接続戸数につきましては前年度の実績見込みによりまして1万2,088戸を予定しております。

次に、年間総排出量及び1日平均排水量であります。同じく実績見込みによりまして360万2,920立米、1日平均排水量は9,871立米とするものであります。

主な建設改良事業としまして、下水道施設の改良及び拡張工事で2億5,518万3,000円と予定するものであります。

第3条収益的収入及び支出の予定額で、収入の下水道事業収益は、1項営業費用、2項営業外収益、それぞれ記載の額で、合計8億9,285万1,000円。支出の下水道事業費用につきましては、1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失、それぞれ記載の額で合計8億9,182万3,000円。収支差引き102万8,000円の黒字の収支予定額としてございます。

233ページになります。

第4条資本的収入及び支出であります。

予定額を次のとおり定めるものであります。

収入になります。

1 款資本的収入については、1 項企業債から 5 項負担金等でそれぞれ記載の額合計 3 億4,632万8,000円になります。

支出であります。

1 款資本的支出については、1 項建設改良費から 2 項企業債償還金でそれぞれ記載の額合計 5 億9,398万9,000円の予定であります。

4 条の括弧書きであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足します額 2 億4,766万1,000円は過年度損益勘定留保資金 2 億3,483万6,000円、当年度損益勘定留保資金1,282万5,000円で補填するものであります。

続きまして、第 5 条債務負担行為であります。

債務負担行為をすることができる事項、期限及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。事項としまして、令和 6 年度水洗便所改造資金利子補給、令和 6 年度水洗便所改造資金損失補償で、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、234ページ、第 6 条企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものであります。

公共下水道事業は限度額6,710万円ほか、資本費標準化事業、流域下水道整備事業、浄化槽整備事業、公共下水道事業特別措置分でそれぞれ起債の限度額となり、合計 1 億3,790万円であり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、第 7 条一時借入金であります。

一時借入金の限度額は、3 億円と定めるものであります。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、（１）営業費用と（２）営業外費用とするものであります。

続きまして、第 9 条議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員 6 名の給与費で3,477万9,000円とするものであります。

第10条になります。

他会計からの補助金で、下水道事業経営のため一般会計からこの会計へ援助を受ける金額は 3 億848万5,000円とするものであります。

続きまして、235ページから238ページにつきましては、収益的収支及び資本的収支の実施計画になります。

次に、239ページから242ページにつきましては、職員の給与費明細などとなっております。

また、243ページから244ページにつきましては、債務負担行為で本年度提出分及び過年度議決分でありますので、お目通し願います。

続きまして、245ページ、令和6年度大和町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの現金の動きを表したものであります。表示は円単位であります。1,000円単位で説明させていただきます。1 業務活動によるキャッシュ・フローについては、業務活動の実施によります資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支で合計2億5,565万8,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローについては、業務活動の基礎となる工事請負費等及び補助金等の収支で合計1,582万8,000円のマイナス、3の財務活動によるキャッシュ・フローについては、企業債の借入れ及び企業債の償還による収支で合計2億994万4,000円のマイナスとなり、資金増加額につきましては、3キャッシュ・フロー合計2,988万5,000円となり、資金期首残高と合わせました資金期末残高は4億2,791万8,000円となるものであります。

続きまして、246ページ、令和6年度大和町下水道事業予定貸借対照表であります。1,000円単位で説明させていただきます。

主なものであります。

資産の部、固定資産、1有形固定資産は、イの土地については宮床クリーンセンター敷地など、ロの建物は同じくクリーンセンターの建築物、ハの構築物については管路等、ニの機械及び装置についてはマンホールポンプ場などで合計94億1,680万円となり、2無形固定資産、イの施設利用権、県流域下水道の処理場利用権で、固定資産合計105億3,650万円となるものであります。

流動資産であります。

1 現金預金、2 未収金等、合計5億1,867万1,000円。固定及び流動を合わせました資産合計は110億5,517万2,000円となるものであります。

247ページをお願いいたします。

負債の部であります。

固定負債1 企業債、イの建設改良費等の財源の企業債で28億3,748万6,000円。ロとしてその他企業債を加えました固定負債合計28億9,528万6,000円。流動負債1の企業債、2の未払金、3の引当金、4のその他流動負債で、流動負債合計は3億6,047万

4,000円。繰延収益、1の長期前受金、2の収益化累計額を合わせました繰延収益合計44億6,913万6,000円となり、負債合計は77億2,489万7,000円となるものであります。

続きまして、248ページ、資本の部であります。

6の資本金31億5,641万6,000円に剰余金の1資本剰余金、2利益剰余金合計1億7,385万8,000円を加えました資本合計は33億3,027万4,000円で、負債資本合計110億5,517万2,000円となり、246ページの資産合計額と同額となるものであります。

続きまして、249ページ、令和5年度大和町下水道事業予定貸借対照表ですが、令和5年度決算見込額による期末の予定額であります。資産の部で、1固定資産の有形無形を合わせました固定資産は107億5,619万3,000円となるものであります。2の流動資産の現金預金、未収金等で合計4億7,391万1,000円。固定、流動を合わせました資産合計は112億3,010万4,000円となるものであります。

250ページをお願いいたします。

続きまして、負債の部であります。

3の固定負債、企業債、その他企業債を合わせました固定負債合計31億1,088万8,000円。4の流動負債、企業債、その他企業債、未払金引当金、その他流動負債で合計3億6,373万円。5の繰延収益につきましては、長期前受金から収益化累計額を差し引きしました44億7,653万6,000円となり、負債合計は79億4,215万4,000円となるものであります。

251ページをお願いいたします。

資産の部であります。

資本金31億1,017万8,000円に7剰余金の資本剰余金、その他資本剰余金と利益剰余金の当年度末未処分利益剰余金を合わせました合計は1億7,777万1,000円となり、資本金剰余金合計の資本合計は32億8,794万9,000円で、前ページの負債合計と合わせました負債資本の合計は112億3,010万4,000円となるもので、249ページの資産合計額と同額となるものであります。

次に、252ページをお願いいたします。

令和5年度大和町下水道事業予定損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては3億5,095万5,000円の営業損失でございますが、3の営業外収支と4の営業外費用における営業外収支においては1億1,988万3,000円の黒字となります。5の特別損失を合わせました当年度の純利益は9,345万9,000円の予定額としており、これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金につきましては1億7,361万5,000円を予定しているところ

でございます。

続きまして、253ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に係る注記であります。

1の固定資産の償却方法、引当金の計上方法などの記載であります。

254ページをお願いいたします。

4のセグメント情報に関する事項で、1報告セグメントの概要は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽整備事業、3つの報告セグメントで、事業内容はそれぞれ記載のとおりであります。

2、報告セグメントごとの収益等であります。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの各事業を項目ごとに記載しております。

255ページをお願いいたします。

下水道事業予算実施計画の内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入になります。

1款下水道事業収益、1項営業収益、1目使用料については、アパートや杜の丘北部分譲住宅の新規需要見込みによりまして、前年度当初予算から微増としての計上。

2その他営業収益手数料については、指定工事店登録の更新及び責任技術者登録更新等の手数料であります。事業負担金につきましては、県環境事業公社からの維持管理負担金であります。

2項営業外収益、1目、節の預金利息につきましては、科目設定。

2目の一般会計補助金につきましては、公共下水道、農業集落排水、浄化槽整備事業それぞれの基準内の繰入金であります。

3目長期前受金戻入につきましては、前年度分補助事業の減価償却見合い分の収益化を図るものであります。

4目その他雑収益につきましては、申請用紙代であります。

256ページをお願いいたします。

支出であります。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目環境費については、公共下水道事業の雨水及び汚水であります。

主なものについて説明申し上げます。

修繕費につきましては、マンホールポンプ、汚水管路等の修繕。手数料につきましては、下水道使用料取扱手数料及び下水道本管緊急清掃手数料などあります。委託

料につきましては、下水道管路清掃、特定施設事業所及び流域下水道接続点の水質調査、消費税申告業務などであります。賃借料につきましては、積算システム利用料及びポンプ場の制御盤設置用地土地借上料であります。負担金につきましては、日本下水道協会の会費、糸繰マンホールポンプ場維持管理費で、大衡村への負担金などあります。動力費につきましては、マンホールポンプ場の動力電気料であります。

257ページをお願いいたします。

2 目処理施設等費であります。

ここからは、農業集落排水事業の宮床クリーンセンター及び管路マンホールポンプ場の経費となります。

同じく、主なものについて説明申し上げます。

報償費につきましては、クリーンセンター内及び放流水路の除草など。修繕費につきましては、マンホール周辺舗装修繕など。手数料は、水道事業への使用料取扱手数料、本管緊急清掃手数料など。委託料は、宮床クリーンセンター施設管理、汚泥処理、マンホールポンプ場清掃業務などあります。動力費は、宮床クリーンセンターポンプ等の動力電気料であります。

3 目浄化槽費であります。

浄化槽管理に係るものとなります。

主なものについて説明申し上げます。

修繕費につきましては、浄化槽本体、ブローア－交換修繕などあります。

258ページをお願いいたします。

手数料につきましては、水道事業への下水道等使用料取扱手数料、管理浄化槽の法定検査手数料などあります。委託料につきましては、浄化槽法定保守点検。清掃業務負担金につきましては、県合併処理浄化槽普及促進委員会への負担金であります。

4 目貸倒引当金繰入額、5 目流域下水道維持管理負担金につきましては、県吉田川流域下水道維持管理負担金、6 目減価償却費、有形及び無形固定資産の当年度の償却額。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還利子であります。

3 目特別損失 1 目その他特別損失につきましては、貸倒引当金、消費税などあります。

259ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出になります。

初めに、収入であります。

1 款資本的収入 1 項企業債、節の建設事業債につきましては、公共下水道雨水の単独及び補助事業、雨水の補助事業、合併処理浄化槽整備事業に係るもの。資本費平準化債は公共下水道分、その他企業債につきましては流域下水道建設負担金であります。

2 項他会計出資金につきましては、公共下水道及び農業集落排水事業の企業債償還金、元金充当分であります。

3 項他会計補助金につきましては、公共下水道汚水の流域下水道等経費元金分、普及特別対策経費元金分など。

4 項国庫補助金は、公共下水道全体計画等変更、総合地震対策計画見直し業務など。工事につきましては、吉岡西部土地区画整理事業に関連する区域外の公共下水道雨水管路整備及び合併処理浄化槽に係る補助金。

5 項負担金 1 目受益者負担金につきましては、公共下水道区域内における負担金、2 目受益者分担金につきましては、農業集落排水及び浄化槽事業における分担金であります。

260ページをお願いいたします。

支出になります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目管きょ費、公共下水道分で、委託料につきましては公共下水道全体計画等変更、総合地震対策計画見直し業務などであります。工事請負費につきましては、単独事業の公共ます設置など補助事業分で、吉岡西部土地区画整理事業に関連する区域外の公共下水道雨水管路布設工事であります。負担金につきましては、公共下水道雨水管路布設工事に伴う水道移設補償費であります。

2 目浄化槽費の工事請負費につきましては、令和 3 年度から 7 年度までの 5 か年計画で、年 6 基の整備工事費負担金は、吉岡土保田地内下水道区域内における補助金、3 目流域下水道建設負担金は、吉田川流域下水道建設負担金、2 項企業債償還金につきましては、公共下水道、農集排及び浄化槽事業の企業債償還金であります。

下水道事業会計予算の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

続きまして、予算に関する説明書261ページをお願いいたします。

議案第40号 令和 6 年度大和町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条総則であります。

令和 6 年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条業務の予定量ですが、給水戸数につきましては前年度の実績見込みによりまして 1 万 2, 313 戸を予定しております。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量でありますが、県との基本協定によります予定受給水量としまして1万400立米がございます。その8割が責任数量となります。その責任数量を年間総給水量としまして303万6,800立米としております。1日平均給水量につきましては8,320立米といたしております。

第3条収益的収入及び支出の予定額で、収入は水道事業収益の合計額で9億6,593万3,000円。支出は水道事業費用の合計額で9億2,721万4,000円となり、収支差引き3,871万9,000円の黒字の収支予定額としてございます。

262ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額で、収入は合計で2億1,010万9,000円。支出は合計で3億7,642万1,000円の予定でありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,531万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第5条企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものであります。

目的としまして、配水管布設事業、水道施設更新事業、鶴巣落合系送配水管強化事業に係るもので、合計の限度額を1億8,000万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第6条一時借入金、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

263ページをお願いいたします。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、1営業費用、2営業外費用と定めるものであります。

第8条議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費等で4,981万2,000円と定めるものであります。

第9条他会計からの補助金であります。政策的数量見合い分8,000立米の県受水費相当分などや旧簡易水道事業に係ります一般会計からの繰入予定額を7,910万4,000円と定めるものであります。

第10条棚卸資産の購入限度額は2,000万円と定めるものであります。

続きまして、264ページから267ページにつきましては、収益的収支及び資本的収支の実施計画、268ページから273ページにつきましては、給与手当等の人件費に関する明細などであります。

274ページにつきましては、債務負担行為で過年度分の予定額等に関する調書であ

りますので、お目通し願います。

275ページをお願いいたします。

令和6年度大和町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの現金の動きを表したものであります。表示は円単位であります、1,000円単位でご説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フローで、業務活動の実施によります資金の収支や投資活動、財務活動以外の支出で合計1億3,929万9,000円。2 としまして、投資活動によるキャッシュ・フローについては業務活動の基礎となる工事請負費等及び補助金等の収支で合計2億7,962万2,000円のマイナス、3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の借入れ及び企業債の償還による収支で、合計1億1,734万2,000円となり、資金増減額につきましては、3 キャッシュ・フロー合計2,298万円のマイナスとなり、資金期首残高4億3,230万円で、期首残高は4億932万円となるものであります。

次に、276ページをお願いいたします。

令和6年度水道事業予定貸借対照表について説明いたします。1,000円単位で説明させていただきます。

主な科目ごとの予定額であります。

資産の部の固定資産、配水管や機械施設等の1有形固定資産、2無形固定資産、それに3投資その他資産の合計で67億1,163万9,000円と予定してございます。

277ページをお願いいたします。

流動資産につきましては、1現金預金、2未収金、3貯蔵品で、合計4億6,685万円、資産合計は71億7,848万9,000円と予定してございます。

負債の部は、固定負債の1企業債で13億1,986万8,000円を計上してございます。流動負債の1企業債、2未払金、3賞与引当金、4その他流動負債の合計額を1億8,444万4,000円と予定しております。繰延収益のうち長期前受金、2収益化累計額の合計17億6,140万7,000円を合わせた負債合計は32億6,572万円を予定してございます。

次に、278ページ、資本の部であります。

資本金1自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は32億7,135万3,000円を予定するものでございます。

次に、剰余金であります。

1の資本剰余金、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金の合計額1,771万5,000円とし、2の利益剰余金は、各積立金及び当年度末処分利益剰余金で合計額を

6億2,369万9,000円とし、剰余金合計6億4,141万4,000円を含めた資本合計は39億1,276万8,000円と予定するもので、負債資本の合計71億7,848万9,000円は、277ページの資産合計と同額となるものでございます。

次に、279ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業予定貸借対照表ですが、令和5年度決算見込額による期末の予定額であります。

主な科目ごとの予算であります。資産の部、固定資産は配水管や機械施設類の有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の合計で65億9,758万1,000円を予定してございます。

280ページをお願いいたします。

流動資産につきましては、記載の項目で合計4億5,592万3,000円と予定し、資産の合計70億5,350万5,000円といたしておるところでございます。

次に、負債の部であります。

固定負債は企業債、流動負債は企業債及び未払金等、5の繰延収益の1長期前受金から2の収益化累計額を差し引いた繰延収益合計額などで、負債合計31億6,019万8,000円を予定してございます。

次に、281ページをお願いいたします。

資本の部ですが、資本金の自己資本金等各資本金の合計額で32億7,135万3,000円。

次に、7の剰余金、1の資本剰余金は工事負担金、他会計負担金等、合計1,771万5,000円で、2の利益剰余金は各種積立金及び当年度末処分利益剰余金で、合計額を6億423万7,000円とし、剰余金合計6億2,195万2,000円を含めた資本合計は38億9,330万6,000円で、負債資本合計は70億5,350万5,000円を予定してございます。

次に、282ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業予定損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、1億3,058万円の営業損失でございしますが、3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支においては1,853万2,000円の黒字となります。5の特別利益、6の特別損失を合わせました当年度の純利益は1,810万円の予定額としておりまして、これに前年度繰越利益剰余金を加えました当年度末処分利益剰余金は2,243万円を予定しております。

次に、283ページであります。

資産の評価基準及び評価方法など重要な会計方針に係る事項に関する注記について記載した調書となっておりますので、お目通し願います。

284ページをお願いいたします。

水道事業予算実施計画の内訳書についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益は、戸建て住宅やアパート及び杜の丘北部分譲住宅の新規需要見込みから前年度当初予算より約0.9%の増としております。

2目受託工事収益につきましては、吉岡上町信号機更新に伴う配水管移設の舗装本復旧工事の負担金であります。

3目給水加入金につきましては新たな給水加入による見込額で、アパート等の口径13ミリを想定しての計上であります。

4目その他の営業収益は、メーター受信機、コードカバーなどの財倍収益を。手数料は、給水工事の設計審査及び回線の手数料など。雑収益は、下水道使用料の徴収業務の受託費、消火栓維持管理費等の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目他会計補助金、一般会計補助金につきましては、県からの受水費の政策的基本数量見合い分によるもののほか、旧簡易水道事業に係る補助金などであります。

285ページをお願いいたします。

2目受取利息及び配当金につきましては、預金利息及び配当金の予定額であります。

3目開発負担金につきましては、民間アパート等の建築などからの見込額を計上してございます。

4目長期前受金戻入であります。国庫補助金等減価償却見合い分の計上であります。

5目雑収益は第三者による給排水管の破損修繕費、その他雑収益は放射能検査料に係る東京電力からの賠償金であります。

次に、支出であります。

主なものについて説明申し上げます。

1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、窓口対応等のパートタイム会計年度任用職員の報酬及び職員6名分の給料等の計上であります。

286ページをお願いいたします。

備消耗品につきましては事務用品、テレメーター記録紙、参考図書の購入代。印刷製本費につきましては検針票、納入通知書等の印刷代。通信運搬費は、電話料金及び専用回線料金などあります。委託料につきましては、メーター検針、水質検査、水

道メーターの検定期間満了による交換業務など。動力費は、宮床2号ポンプ場ほか8施設の動力電気料であります。薬品費は、原水の凝集剤及び滅菌剤及び受水への追加滅菌剤の薬品など。修繕費につきましては、施設給排水管の修繕、旧簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用などであります。受水費につきましては、県大崎広域水道からの受水料金で、前年度当初予算と比べまして約0.4%の増を予定しております。

2目の受託工事費につきましては、吉岡上町信号機更新に伴う配水管移設の舗装本復旧工事であります。

3目の総係費であります。

報酬及び旅費につきましては、水道事業審議会委員12名の報酬及び旅費等であります。

287ページをお願いいたします。

委託料につきましては、水道事業庁舎の宿日直業務委託料等、賃借料につきましては、吉田地区の吉田橋水管のNTT施設の添架料でございます。

4目減価償却費につきましては、建物配水管等の構築物、機械及び装置、その他固定資産の令和6年度償却分であります。

5目は棚卸資産減耗費、6目はメーター受信機、コードカバーの購入原価を計上しております。

2項営業外費用となります。

1目は企業債の利息。

288ページをお願いいたします。

2目雑支出は、第三者による給排水管の破損修繕費を計上しております。

3目特別損失、過年度損益修正損については、不納欠損などであります。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款1項1目企業債は、松坂送水管継手補強工事。鶴巣落合系送配水管強化工事などの実施に伴う借入れであります。

2項1目出資金につきましては、旧簡易水道における起債元金に対します水道事業会計への一般会計出資金であります。

2項1目工事負担金につきましては、吉岡西部地区配水施設関連事業に係る負担金であります。

続きまして、289ページをお願いいたします。

支出でございます。

1 款 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費につきましては、桧和田地区、難波・金取南地区及び町道舞野下草線配水管布設替、松坂総配水管補強工事などを予定しております。

2 目水道施設更新事業費、節の管工事費につきましては、水道施設中央監視装置の更新及び水道事業庁舎の改修工事を予定しております。節の調査設計費につきましては、県道仙台三本木線改良工事に伴う配水管新設工事の実施設計などを行うものであります。

3 目鶴巢落合系送配水管強化事業費につきましては、5 年度に引き続き行うものであり、今年度で事業が完了する予定であります。

4 目営業設備費の量水器費につきましては、水道メーターの新設予定分の購入費と令和 6 年度から導入いたしますスマートメーターの新規購入分であります。機械器具費につきましては、5 年度に引き続き、中峰 2 号配水池へ監視カメラを設置するものであります。

次に、2 項 1 目企業債償還金につきましては、借入元金の支払予定額をお願いするものであります。

水道事業会計予算の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 13「予算特別委員会の設置について」

議 長 （門間浩宇君）

日程第13、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第30号から議案第40号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第40号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任いたします。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後 1 時 4 0 分 休 憩

午後 1 時 4 1 分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

再開をします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

委員長に児玉金兵衛議員、副委員長に犬飼克子議員が選任されました。

ここで、予算特別委員会が開催されますので、暫時休憩といたします。

午後 1 時 4 2 分 休 憩

午後 1 時 4 6 分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

本会議を再開いたします。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日 3 月 1 日の午前 10 時です。

大変お疲れさまでございました。

午後 1 時 4 7 分 延 会